

意見書案第2号

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

別紙、意見書を関係方面に提出されたく、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年6月28日

伊丹市議会議長

加藤 光博 様

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上を図ることは国の責務である。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は、「国による教育の最低保障」を行うためには不可欠である。

しかし、国負担率が2分の1から3分の1に縮小されたことや、厳しい財政の状況などから、伊丹市独自で教育条件を十分に整備することには限界がある。

自治体の財政力や保護者の経済力の違いによって子どもたちが受ける「教育水準」に格差があつてはならない。

全国的な教育水準を確保するため、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることは憲法の保障するところである。

よって、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

提出者

伊丹市議会議員 新政会 戸田 龍起

伊丹市議会議員 公明党 竹村 和人

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 保田 憲司

伊丹市議会議員 創政会 佐藤 良憲

伊丹市議会議員 日本共産党伊丹市議会議員団 上原 秀樹

伊丹市議会議員 伊丹維新・無所属の会 齋藤 真治

伊丹市議会議員 小西 彦治

1. 義務教育費国庫負担制度を維持すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

伊丹市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣